

平成 23 年 11 月 4 日

社援基発 1104 第 1 号

各
都道府県 民生主管部局長
指定都市 民生主管部局長
中核市 民生主管部局長
地方厚生（支）局長
関係団体の長
殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について

実務者養成施設等（学校を含む。以下「実務者養成施設等」という。）の「他研修等の修了認定」については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「養成施設施行通知」という。）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 社援発 1028 第 2 号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知。以下「学校施行通知」という。）にてお示ししているところです。

今般、下記のとおり、ご留意いただきたい事項をお示しするので、通知します。

記

1 届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

実務者研修の「他研修等の修了認定」について、養成施設施行通知及び学校施行通知 2 の（４）により、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）、喀痰吸引等研修については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局に改めて届け出る必要はないとしているところですが、当該研修を修了した場合の実務者研修受講時間数及び科目の修了認定については、別添 1 のとおりとしますので、貴都道府県市におかれては、当該研修を実施している事業者、団

体等に周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県及び各地方厚生（支）局におかれては、実務者養成施設等に周知いただきますようお願いいたします。

2 実務者研修認定ガイドラインについて

養成施設施行通知及び学校施行通知 2 の（４）に規定している「実務者研修認定ガイドライン」については、別添 2 のとおりです。

つきましては、貴都道府県市におかれては、本ガイドラインの趣旨をご留意いただき、管内の福祉関係研修を実施されている事業者、団体等に周知いただきますようお願いいたします。

また、各地方厚生（支）局におかれては、認定研修実施者から当該研修実施の届出を受理する際に、当該認定研修実施者が認定研修を修了した者に別添ガイドラインに添付されている研修修了証を交付するよう周知するとともに、養成施設施行通知及び学校施行通知に添付されている「実務者研修認定研修実施届出」による届出にかかる、修了認定研修名、実施主体、会場、開講時期、主たる事務所の所在地及び電話番号等の情報について、ホームページに掲載するようお願いいたします。なお、厚生労働省のホームページにおいても、これらの情報等について公表することとしております。

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について 別添 1

教育内容	実務者 研修 時間数	介護職員 初任者 研修	生活援助 従事者 研修	介護に 関する 入門的 研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国 研修
					1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30				○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20				○	○		○	
コミュニケーション技術	20				○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○			○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○			○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○			○	○		○	
介護過程Ⅱ	25				○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45							○	
発達と老化の理解Ⅰ	10				○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20				○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				○			○	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20				○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60				○			○	
医療的ケア	50(※)								喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	450	320	410	430	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

福祉関係研修実施者の皆様へ

実務者研修認定ガイドライン

(平成30年4月)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

■はじめに

先の国会で成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」（平成23年6月公布）等により、平成28年度の介護福祉士国家試験から実務経験3年に加え6月以上の実務者研修の受講が必要となりました。

この実務者研修については、地域の団体等で実施されている研修（以下、「地域研修」といいます。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により科目単位での修了認定を可能とすることとしています。

この度、できるだけ多くの研修が修了認定の対象となるよう、以下のとおり運用方針をまとめましたので、今後の研修カリキュラムの策定等の参考にいただければ幸いです。

■修了認定の流れ

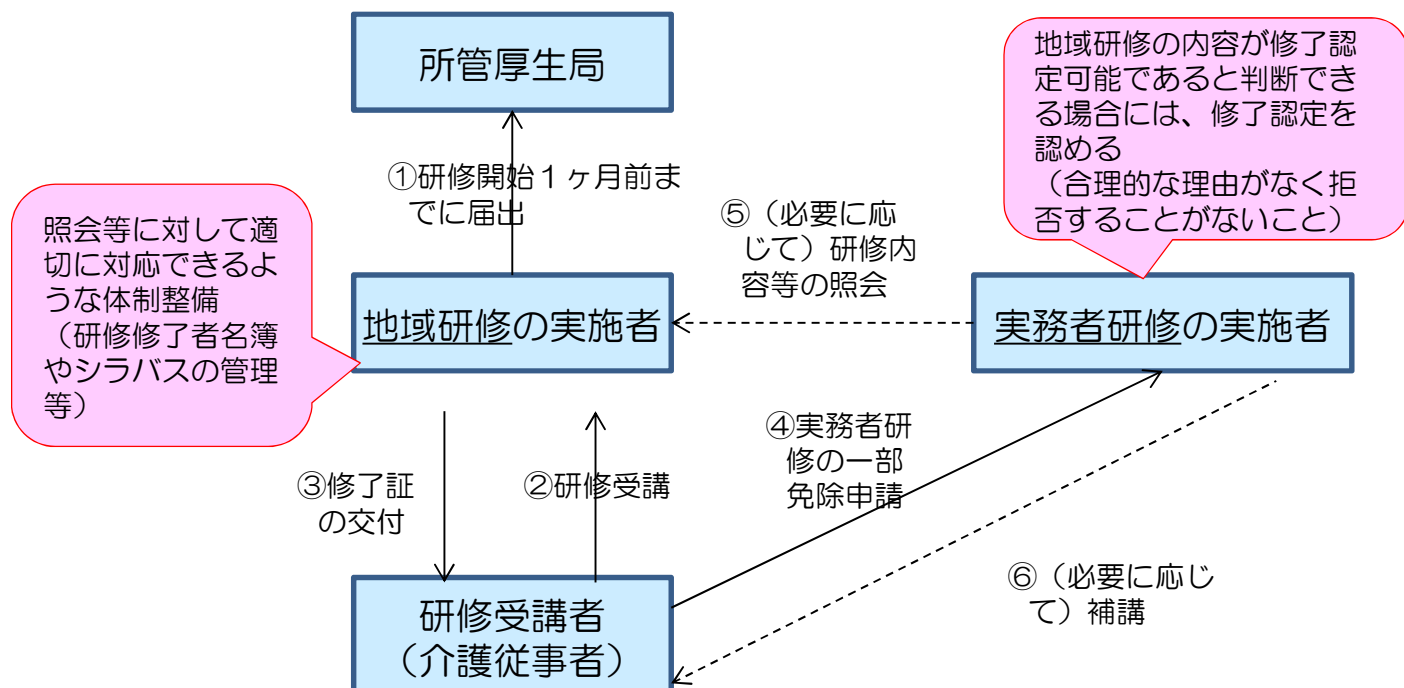
- 修了認定可能となる地域研修を実施する場合には、所管厚生局に事前に別添1により届け出るとともに、出席状況の管理、研修修了の評価、研修終了後の適切な書類管理等の要件を満たすことが必要です。

※「介護過程Ⅱ、Ⅲ」「医療的ケア」は、専門性、安全性の観点から修了認定することはできません。

- 地域研修の修了の際には、修了認定が円滑に進むよう、別添2の修了証（実務者研修認定用）を受講者に交付してください。

※実務者研修実施者からシラバス等の照会がある場合があります。

- なお、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護に関する入門的研修、訪問介護員養成研修（1級・2級・3級）、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修等については、届出の必要はありません。これらの研修の履修認定科目については、別表を参照してください。（P4）



■修了認定研修の例

修了認定の対象となるためには、以下の点が満たされている必要があります。

- ・修了認定の対象となる内容の時間数は修了認定科目の時間数以上であること
- ・実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること
- ・到達目標に到達していることを評価すること
- ・地域研修において、実務者研修の読替対象科目が明示されていること

（例１）カリキュラムを見直すことなく修了認定が認められる場合

（地域研修カリキュラム）		（実務者研修カリキュラム） 「障害の理解Ⅰ」（10時間）	
時間	内容	教育に含むべき事項	到達目標
30分	1. オリエンテーション		
90分	2. 障害福祉の歴史と理念について	① 障害者福祉の理念	○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。
480分	3. 障害者支援の実際（心理・行動の特性、家族への関わり等の基本） ①身体障害者について ②知的障害者について ③精神障害者について ④発達障害・難病等について	② 障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③ 障害児者や家族へのかかわり・支援の基本	○ 障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。
150分	4. 演習 支援の基本について、事例検討により学ぶ		

→ カリキュラム内容を変更することなく、「障害の理解Ⅰ」の修了認定対象

（例２）カリキュラムを一部見直すことで修了認定が認められる場合

（地域研修カリキュラム）

時間	内容
60分	1. はじめに
90分	2. 認知症ケアの変遷（理念を含む）
180分	3. 認知症の心理と行動特性、生活の障害
120分	4. 認知症の人との関わり方の基礎
180分 +30分	5. 認知症支援の基礎 ○「認知症の家族に対する関わり方（基本）」を追加

（実務者研修カリキュラム）

「認知症の理解Ⅰ」（10時間）

教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
① 認知症ケアの理念	○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。
② 認知症による生活障害、心理・行動の特徴	○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。
③ 認知症の人とのかかわり・支援の基本	○ 認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。

※該当時間数が10時間以上必要

→ 赤字部分を追加することで、「認知症の理解Ⅰ」の修了認定対象。

（例３）カリキュラムを一部見直すことで複数科目修了認定が認められる場合

（地域研修カリキュラム）

時間	内容
30分	1. 接遇マナー
240分	2. 介護の基本的理念と権利擁護
+60分	○「人間の尊厳と自立」を追加
240分	3. 介護保険制度（制度の概要）
+60分	○「専門職の役割」を追加
30分	4. 自己啓発の基本

（実務者研修カリキュラム）

「人間の尊厳と自立」（5時間）

教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
① 人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的理念を理解している。

（実務者研修カリキュラム）

「社会の理解Ⅰ」（5時間）

教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
① 介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。

※該当時間数が5時間以上必要

→ 赤字部分を追加することで、「人間の尊厳と自立」、「社会の理解Ⅰ」の修了認定対象

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について^{別表}

教育内容	実務者 研修 時間数	介護職員 初任者 研修	生活援助 従事者 研修	介護に 関する 入門的 研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国 研修
					1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30				○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20				○	○		○	
コミュニケーション技術	20				○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○			○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○			○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○			○	○		○	
介護過程Ⅱ	25				○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45							○	
発達と老化の理解Ⅰ	10				○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20				○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				○			○	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20				○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60				○			○	
医療的ケア	50(※)								喀痰吸引 等研修
実務者研修 受講時間数	450	320	410	430	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

実務者研修認定研修実施届出書

研修の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる事務所の所在地等	電話番号：			
研修を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開 講 ス ケ ジ ュ ー ル				受 講 定 員
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	
責任者の氏名				
実務者研修科目名（時間数）	認 定 研 修 内 容			
	研 修 科 目 名	教育の内容		開講時間数
（ 時間）				
	合 計			
（ 時間）				
	合 計			
（ 時間）				
	合 計			
■ 修了評価の方法				

（注）開催要綱等、研修の内容がわかる資料を添付すること。

毎年度研修を行う場合であって、研修内容に変更がない場合は、研修内容がわかる資料の添付は省略して差し支えないこと。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

平成 年 月 日

法人・機関名：

法人・機関代表者氏名：

印

研修修了証（実務者研修認定用）

フリガナ					
氏 名					
修了認定研修名（時間数）	（ 時間）				
届出先地方厚生（支）局名	厚生局	届出日	年	月	日
実務者研修における科目名（時間）	該当科目	認定研修の研修科目	教育内容		時間数
人間の尊厳と自立 (5)					
社会の理解 I (5)					
社会の理解 II (30)					
介護の基本 I (10)					
介護の基本 II (20)					
コミュニケーション技術 (20)					
生活支援技術 I (20)					
生活支援技術 II (30)					
介護過程 I (20)					
発達と老化の理解 I (10)					
発達と老化の理解 II (20)					
認知症の理解 I (10)					
認知症の理解 II (20)					
障害の理解 I (10)					
障害の理解 II (20)					
こころとからだのしくみ I (20)					
こころとからだのしくみ II (60)					

■修了評価の方法

上記の者は、当研修において実務者研修に関する科目の一部を修了したことを証明します。

年 月 日
所 在 地
研修等実施者氏名

印

（注）履修内容が分かるものを添付すること。

実務者研修の認定研修に該当する科目について該当科目欄に○を付すこと。

「修了評価の方法」欄は、試験、レポート、演習、グループワーク等評価方法を記載すること。